

令和2年10月13日

◎浜田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎浜田委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第6号議案、第7号議案、報第24号議案、以上5件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」は、請願を取り下げたい旨の申出があり、全会一致で取下げを承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「消防防災ヘリコプター運航委託料」について、執行部から、消防防災ヘリコプター「おとめ」の運航業務を航空事業者に委託するための経費であり、運航準備期間も含め令和7年度までの複数年契約を考えているとの説明がありました。

また、消防防災ヘリコプターの運航については、操縦士の相次ぐ途中退職により不安定な運航体制を余儀なくされていることや、令和4年4月からの2人操縦士体制の導入により全国的な操縦士不足が予想されることから、安定的かつ継続的な運航体制の確保、運航にかかる経費などから検討を重ねた結果、県民からの信頼や期待に応える確実性が高いと判断し、委託運航を行うこととしたとの説明がありました。

委員から、安定的に安全運航を行うことが第一条件となるが、地形状況の熟知や人材の供給能力、四国の相互応援協定などを考えた場合、四国の他県の受託業者に委託できれば、連携、協力体制も取りやすいのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、四国内の事業者においては、本県の「おとめ」の機種免許を持っている操縦士が現状少ないことや、整備士もそれぞれ配置しなければならないため、運航開始の令和4年までに準備できるかが課題になるとと思われるとの答弁がありました。

委員から、人口減少や過疎化などを考えた場合、将来的に四国4県での合同運航は可能なのかとの質疑がありました。

執行部からは、将来的にそのような方向になればよいと思うが、ヘリコプターの機種が異なっている問題があり、すぐには難しいのではないかと答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「健康づくり推進事業費」について、執行部から、高知家健康パスポートアプリの機能を新たな生活様式に対応したものに充実するための改修経費であるとの説明がありました。

委員から、アプリの活用について、ポイントを集めることだけが目的にならないように、アプリを使うことによって健康づくりの大切さを知るような情報発信も行い、内容を充実させていくことも必要ではないかと質疑がありました。

執行部からは、アプリを使って健康的な行動を定着してもらうことが目的であり、今回の改修で健康づくり動画の配信やクイズなどで健康意識を高めてもらうこととしている。県民の方々に健康的な生活を送っていただけるよう、今後も最善の方法を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、「歯科保健事業費」について、執行部から、災害時に避難所等において歯科医療や口腔ケア等の歯科保健活動を実施するために必要なポータブルユニット等の機材器具を県内の保健医療圏域2か所に整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、歯科医師の配置や役割分担はどのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、災害時における歯科保健医療体制については、第4期南海トラフ地震対策行動計画に基づき活動指針や活動の手引きを作成し、体制を整えているとの答弁がありました。

別の委員から、災害時にはいつでも歯科医師等を配置する体制は整っているのかとの質疑がありました。

執行部からは、災害時の歯科保健医療について指針を定め、歯科医師会等との連携体制を取っている。歯科医師会から推薦いただいた2名を災害歯科コーディネーターとして委嘱し、県全体のマネジメントを行うこととしており、毎年歯科医師会等の協力を得て情報伝達訓練も実施しているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「スポーツ施設管理運営費」について、執行部から、高知県スポーツ科学センターなど県立のスポーツ施設や地域のスポーツ施設などを中心に、リモートによるスポーツ教室や実技指導の配信等を行うことがで

きる環境を整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、リモート環境を整備するに当たり、スポーツ科学センターでは具体的にどのようなスポーツ教室や研修会を計画しているのかとの質疑がありました。

執行部からは、スポーツ医科学の専門的な研修を想定しており、例えば、その分野における県外の著名な方とリモートでつなぎ、県内の指導者に、より専門的な知識を身につけてもらうことを計画しているとの答弁がありました。

委員から、地域のスポーツクラブ等が有効に活用するためには、使用方法などが課題になると思われるが、どのような対応を考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、設備を設置する際には利用方法など具体的な説明をするとともに、稼働後において様々な具体例について県において取りまとめ、市町村やスポーツ団体に周知していく考えであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部の報告事項についてであります。

「ひきこもり実態把握調査の結果について」、執行部から、県及び市町村において施策を検討する際の基礎資料とすることを目的として、今年度行った調査の結果及び今後の支援の方向性について報告がありました。

委員から、ひきこもりの方への支援において、30 の市町村が専門知識や支援技術への不安があると回答しているが、県としてどのような対応を考えているのかとの質問がありました。

執行部からは、県のひきこもり地域支援センターや福祉保健所の職員が市町村の個別ケース会議に出席していることに加えて、今年度は県内3ブロックで担当者間の勉強会などを実施し、専門的な知識の普及に努めているところであるとの答弁がありました。

委員から、ひきこもり支援を行う上では、専門性を持ったアウトリーチ支援員を配置していくことが鍵となるので、NPO法人等と連携して、育成をしていくことが必要であるとの意見がありました。

執行部からは、「ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」から早期発見、早期対応の面で意見をいただいております、アウトリーチ支援員の配置、育成、市町村の専門的知識の普及に努めていくとの答弁がありました。

別の委員から、ひきこもり支援においては、NPO団体だけでなく、社会全体で関わっていくために専門的な集団が必要になると思うが、市町村においても現在の過重業務の中ではなかなか対応も難しい。体制を整えるための財政的な支援は現在どのような状況なのかとの質問がありました。

執行部からは、国の補助事業で市町村の自立相談支援機関に相談員を配置しているが、今の制度の枠組みでは十分でなく、さらなる強化が必要であると考えており、国に対して

充実した体制が取れるようお願いをしているところであるとの答弁がありました。

委員から、家族の方も含めて寄り添える場所が必要であり、居場所づくりにも力を入れてもらいたいとの意見がありました。

執行部からは、今年4月にピアサポートセンターを立ち上げ、かつての当事者の方が相談を受けるほか、家族の方も相談していただける体制などを取っており、市町村とも連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、ピアサポートセンターは全体の支援の中で有効な手段であると思うが、支援の中心としてやることはセンターの重荷になったり負担がかかり過ぎることもあるので、全体のバランスを考慮して適切な支援が行える方法を検討してもらいたいとの意見がありました。

執行部からは、ピアサポートセンターは相談窓口の一つと考えており、さらなる相談、支援機関の拡充に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎**浜田委員長** 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ **コロナウイルス感染症対策**でいろんな対策をやってきて、福祉施設での感染防止はなかなか困難な状況もある中で、どのようなことをされますかという質問があつて、専門家の皆さんからの意見も聞きながら指導していきますという答弁があつたと思うんですけど、県民の目から見るとコロナの問題を何もやってないに見えるような報告になっているように思うので、そこは委員長、副委員長で入れておいていただいたらよいかと。

◎**浜田委員長** 正場に復します。

それでは、先ほどの御意見も踏まえ、この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整については正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎**浜田委員長** 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時11分閉会)